

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2017年6月5日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 名古屋市中区栄5-25-25 氏 名 前田建設工業(株)中部支店 執行役員支店長 石黒 泰之 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 052-262-1265	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	前田建設工業株式会社 中部支店
事業場の所在地	愛知県名古屋市中区栄5-25-25 MKD名古屋ビル
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06:総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高:約210億円
③ 従業員数	198人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類・・・破碎して有価物として再生利用 ・建設汚泥・・・脱水、天日乾燥して再生利用 ・金属くず・・・選別して有価物として再生利用 ・紙くず・・・選別し古紙として再生利用 ・木くず・・・選別、破碎してパルプ、燃料へ ・廃プラスチック・選別、破碎して再資源化、サーマルリサイクルへ

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図) 別紙の通り (当社EMS「建設副産物対策規則」)				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
①現状	【前年度（2016年度）実績】			
	産業廃棄物の種類		別紙の通り (別紙2：別表1)	
	排出量			t
	(これまでに実施した取組) ・分別も徹底を行う（混合廃棄物を減らす） ・工法の改善（工場加工現場組立）を検討し実行する ・梱包材の簡素化をおこなう			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類		別紙の通り (別紙1：別表1)	
	排出量			t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みを更に強化する			
産業廃棄物の分別に関する事項				
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コンクリート ・コンクリート及び鉄材から成る建設資材 ・木材 ・アスファルト・コンクリート ・紙くず ・廃石膏ボード ・金属くず ・廃プラスチック ・建設汚泥			
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを更に強化し、混合廃棄物のボックスをなくす又はより小さなボックスに変更する等の指導を行う			

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙の通り (別紙2：別表2) t	
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 適正な処理業者へ全て委託している		

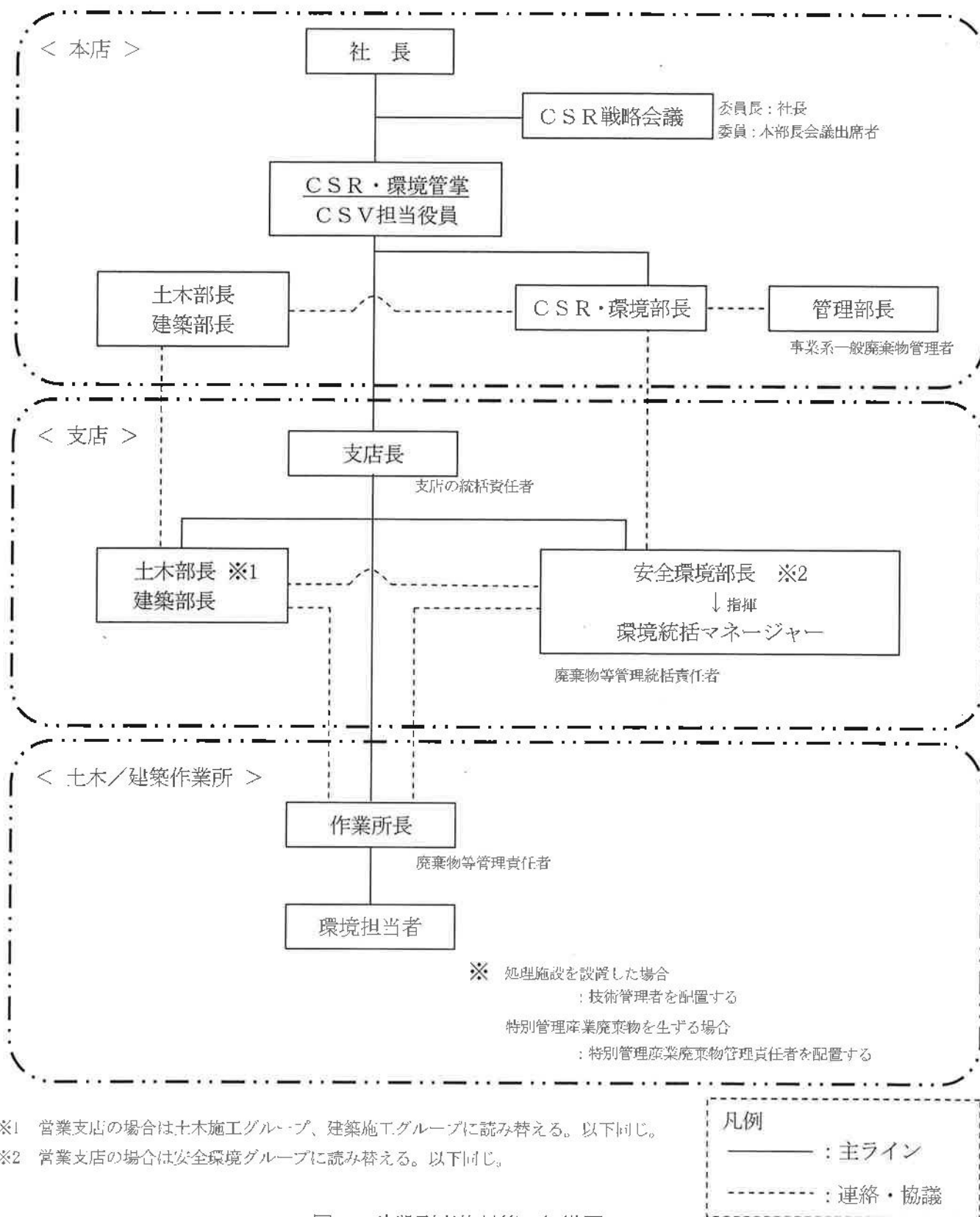
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量		別紙の通り (別紙1：別表2) t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	できるだけ再生利用業者を選定し、処理委託を行う		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

2. 建設副産物対策の組織と責務

2. 1 建設副産物対策の組織図



※1 営業支店の場合は土木施工グループ、建築施工グループに読み替える。以下同じ。

※2 営業支店の場合は安全環境グループに読み替える。以下同じ。

図3. 建設副産物対策の組織図

(別表 1)

(別表 2)[illegible]

(別紙2)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状（前年度実績）

(別表 1)

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	その他がれき類	ガラスくず 陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	建設汚泥	紙くず	木くず	廃石膏ボード	繊維くず	混合廃棄物 安定型	混合廃棄物 管理型	石綿含有	廃酸・廃アルカリ	合計
排出量	673 t	408 t	1,009 t	97 t	87 t	4 t	0 t	8 t	274 t	10 t	0 t	1 t	3,427 t	0 t	0 t	5,998 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状（前年度実績）

(別表 2)

[illegible]